

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現 状

(1) 人数・平均年齢・平均給与・民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
調理員	11人	54歳	289,945円	296,545円	調理員	41.7歳	251,500円	1.2
うち学校給食	7人	51.7歳	300,300円	309,275円	-	-	-	-
うち保育調理	4人	57歳	284,029円	289,271円	-	-	-	-

- * 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
- * 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外手当等すべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- * 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～平成18年の3カ年平均)
- * 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上
調理員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	5人	2人	4人	0人

(3) その他給与に関する事項

- ア 給料表
行政職給料表(一)適用
- イ 手当
扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、宿直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当
- ウ 昇給
55歳以上の昇給抑制

2 基本的な考え方

基本的には、退職不補充とし、必要な業務については、期間限定での臨時的任用で対応を検討していく。

3 具体的な取組内容

平成18年度に給与構造の見直しを実施し、給与水準を平均4.8%引下げた。
平成14年度から退職不補充を行っている。
昇給については、今後他団体の状況を把握のうえ、昇給抑制措置を検討していく。

4 その他

地方公営企業法第38条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

- 2 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。
- 3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。
- 4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。